

武蔵野市は

あなたの様々な“学び”… もっと応援できるようになりました



「学び」は、もっと自由でいい。

NEW!

上限5万円

学びおくりあい補助金

特徴： 簡単申請！気軽に自分の学びをシェアできる！

対象： 主に市内で活動する個人または団体

申請： オンライン申請

支払い： 事業実施後の精算払い

申請期間：

令和8年6月19日(金)午前9時から
7月15日(水)午後5時必着

先着順

RENEWAL!

上限20万円

生涯学習・子ども体験事業補助金

特徴： 熱い想いをカタチに！みんなの学びで地域を盛り上げる企画を！

対象： 主に市内で活動する団体

申請： 書類(プレゼンテーションあり)

支払い： 事業実施前の概算払い

申請期間：

令和8年5月8日(金)午前9時から
5月22日(金)午後5時必着



問い合わせ

武蔵野市教育部 生涯学習スポーツ課 (市役所南棟5階)

電話： 0422-60-1902

E-mail： sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

こんなことも対象？
具体的な申請方法は？
まずはこちらを
ご覧ください！



基本理念

学びおくりあい、わたしたちがつくるまち

「学びおくり」とは、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」ことを意味し、「恩送り」という言葉から着想した第二期武蔵野市生涯学習計画の造語です。

この「学びおくり」を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくることを「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」という言葉で表現し、これを本計画の基本理念としています。



Lifelong

第二期武蔵野市生涯学習計画

Learning



第二期武蔵野市生涯学習計画
はこちらから

NEW!

学びおくりあい補助金

5万円

- 対象:主に市内で活動する個人または団体
- 補助対象経費:講師謝礼・出演料、印刷費、使用料・借上料
- 申請方法:電子申請(ロゴフォーム)・先着順

※書類審査のみ、事業終了後“精算払い”

概要 P1
要綱 P7

自慢の趣味をみんなに
シェアするワークショップ



専門家を講師に
呼んで学びを広める講座



子どもたちと一緒に
学ぶ体験事業



申請が簡単に
RENEWAL!

生涯学習・子ども体験事業補助金

20万円

- 対象:主に市内で活動する団体
- 補助対象経費:講師謝礼・出演料、旅費・交通費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料・借上料
- 申請方法:第1～3号様式に団体名簿、予算の積算根拠、講師プロフィールを添付して、メール・郵送・直接窓口

※プレゼン審査を実施、事業終了前“概算払い”

概要 P12
要綱 P22

私たちの学びのアイデアで
地域をよりよくなる事業



普段やっているイベントの
更にレベルアップを



専門家を講師に呼んで
日頃は出来ない
規模の大きな事業を



学びおくりあい補助金 申請から精算までのながれ

添付書類の作成

- (1) 事業予算書
- (2) 会員名簿（住所含む）

※(1)は市ホームページから書式をダウンロードできます。



電子申請

令和8年6月19日（金）午前9時から

7月15日（水）午後5時必着

電子申請前に添付書類をご作成ください。

【二次元コード】



当補助金は予算の範囲内で先着順です。
審査があります。

申請方法、内容についてご不明点がある場合は、生涯学習スポーツ課にご相談ください！



書類審査



最終審査結果通知 6月29日（月）以降随時結果通知を発送します。



事業の実施

※変更・廃止の場合は事前に生涯学習スポーツ課にメールにて連絡
広報物作成の場合は、広報開始前に生涯学習スポーツ課に16部ご提出ください。

社会教育委員または市の職員が見学に向う場合があります。



事業終了 1か月以内（年度末に事業が完了したときは令和9年3月31日）に

- (1) 実績報告書 (2) 事業決算書 (3) 活動写真 (4) 補助事業に係る領収書 (5) 請求書

※(4)(5)は原本提出



振込には3週間から1か月程度かかります。

申請できる対象（補助対象者）（以下の要件に該当する団体又は個人）

- (1) 任意の市民団体又は個人又は特定非営利活動法人
- (2) 市内に活動の拠点を有し、又は代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動が市内の団体
- (3) 団体の場合は、構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学している
- (4) 個人の場合は、市内に在住、在勤、又は在学している

事業の期間

令和8年4月から令和9年3月までに実施するもの

交付対象としない事業

本市（財政援助出資団体を含む）の他の助成金等の交付を受ける事業

申請限度額及び補助金の交付額

1 団体又は個人（補助対象者）につき1事業、上限5万円

※審査の結果、不交付又は申請額より減額されて交付決定される場合があります。

補助対象経費

事業の実施期間内に係る直接必要な経費（表の✕の経費は対象外です）

科目	内 訳
謝礼費	外部講師・指導者等に対する謝礼・出演料 ✕団体の構成員に対する謝礼
印刷製本費	資料・募集・案内チラシ・レジュメ等資料に伴う印刷代、写真代（デザイン費を含む） ✕ホームページやSNSのデザイン費
使用料及び借上料	事業を実施するための会場・機器備品等（テント等）の借上（レンタル）料・映像使用料等

✕補助対象としない経費✕

- (1) 団体または個人の事務所を維持する経費、団体構成員の会合・人件費・飲食代に関わる経費、団体又は構成員、個人の所有になるものの購入費は対象外
- (2) クーポン（値引き利用分）は、補助対象外です。
- (3) ポイントカード・クレジットカード・電子マネー（携帯決済含む）で支払し、付与ポイントがある場合、付与ポイント相当分は補助対象経費から差引きします。個人の場合は差引しません。

事業実施について

- (1) 会場の予約等その他の活動については、各団体において自主的におこなっていただきます。
- (2) チラシ・ポスター・広報媒体には、「武蔵野市学びおくりあい補助金交付事業」と明記し、広報開始前に生涯学習スポーツ課へ16部ご提出ください。※武蔵野市教育委員会の共催、協賛、協力等の表記は使えません。
- (3) 生涯学習スポーツ課窓口、武蔵野ふるさと歴史館、武蔵野プレイスでのチラシ配布支援ができます。※学校配布・市報掲載の支援はできません。
- (4) 事業実施時に社会教育委員または市の担当職員が、視察に伺う場合があります。
- (5) 交付決定団体の団体名（個人の場合は個人名）、事業名、補助金額、報告書等は市ホームページに掲載します。報告時に事業の様子が分かる写真を添付してください。
- (6) 提出書類は返却できません。

学びおくりあい補助金 電子申請入力項目

1	補助金を申請する主体を選択ください。 <u>個人</u> or <u>団体</u>
2	団体名（団体の場合のみ）
3	代表者情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス）
4	代表者肩書（団体の場合のみ）
5	団体または個人紹介（活動の目的・内容）
6	連絡担当者と代表者が同一か <u>はい</u> or <u>いいえ</u>
7	Q6 で連絡担当者が違う場合は、連絡担当者情報
8	会員総数
9	内訳 武蔵野市在住、在勤、在学の会員数
10	構成員名簿の添付
11	申請事業名称
12	事業目的
13	実施日時
14	実施場所
15	悪天候等やむを得ない事情で実施が出来ない場合の代替案 ※屋外施設の場合
16	事業内容
17	対象者・人数
18	募集方法・定員を超えた場合の対応
19	広報方法
20	参加料徴収の有無
21	申請金額
22	他の助成金の交付の有無
23	本事業において見込める成果・効果
24	予算書データ
25	申請予算費目
26	講師・出演者の略歴（ホームページ等の URL でも可能）
27	<p>確認事項（下記に該当しないことを確認し<input checked="" type="checkbox"/>をしていただきます）</p> <p><input type="checkbox"/>営利を目的とする事業また当該事業を援助する事業</p> <p><input type="checkbox"/>特定の政党の利害に関する事業</p> <p><input type="checkbox"/>公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業</p> <p><input type="checkbox"/>特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業</p> <p><input type="checkbox"/>参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの</p> <p><input type="checkbox"/>事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業</p> <p><input type="checkbox"/>市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業</p> <p><input type="checkbox"/>武蔵野市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月武蔵野市条例第 24 号）第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 2 号の暴力団員及び同条第 3 号の暴力団関係者と関わりのある事業</p> <p><input type="checkbox"/>市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業</p> <p><input type="checkbox"/>団体又は個人にとどまる事業</p> <p><input type="checkbox"/>未成年（18 歳未満）のみで実施される事業</p>

※個人の場合は、2、4、6、7、8、9、10は不要です。

学びおくりあい補助金

Q&A

Q 1	どのような経費が補助対象になりますか。
A 1	詳しくは2ページをご参照ください。補助対象の費目についても、審査の上、一部または全部が補助対象外になる可能性があります。

Q 2	予算計上していたある項目(費目)で補助金の余剰が出そうなので、他の項目へ流用することはできますか。(例:印刷製本費について30,000円交付決定されたが、27,000円しか使わず3,000円余りそうなので、その分を講師謝礼費として使いたい。)
A 2	講師謝礼については、交付決定された金額までしか補助することはできません。印刷製本費、使用料及び借上料については、余剰が出た場合は流用して構いません。ただし、内容によっては流用を認められない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 3	団体構成員にデザイナーがいて、チラシのデザインを低価格で行うことができます。補助金から謝礼をお支払いすることができますか。
A 3	団体構成員への謝礼は、役務等を提供していただいても補助対象外です。

Q 4	講師の交通費は謝礼に含むことができますか。
A 4	できます。ただし、交通費の積算根拠資料を求める場合があります。

Q 5	予算より多くの参加費や会場カンパ等の収入がありました。来年度以降も同様の事業を実施予定なので、団体として繰り越すことは可能ですか。
A 5	本補助金は、事業費補助金で団体補助金ではありませんので、繰越できません。

Q 6	報告書はいつまでに提出すればいいですか。
A 6	補助事業の完了後1か月以内(年度末に事業が完了したときは年度末の3月31日まで)です。間に合わなかった場合、補助金のお支払いができません。

Q 7	今年度実施した事業が好評だったので、来年度も同じ事業で実施予定です。来年度も申請できますか。
A 7	申請することができます。同一事業は1年度に1回限りですが、年度を超えて同一事業を申請することは何度でもできます。

Q 8	生涯学習・子ども体験事業補助金と同時に申請することはできますか。
A 8	できません。同一事業1年度にどちらか1回のみ申請できます。

Q 9	私たちの団体は、今年度2つの事業を実施予定です。2つの事業とも補助金を申請することはできますか。
A 9	できません。1補助対象者につき1年度において1事業とします。

Q10	交付決定後、申請時に未定だった日程と場所が確定しました。変更申請が必要ですか。
A10	日程と場所の確定は、変更申請ではなく、メールで速やかにお知らせください。

Q11	未成年のみのグループで申請は可能ですか。
A11	申請はできません。申請時点で成人（18歳以上の方）が代表者であることが必要です。

武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が、主に市の区域内（以下「市内」という。）で活動する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対して、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業又は満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした、文化、スポーツ若しくは体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする事業を実施し、もって第二期武蔵野市生涯学習計画の基本理念である「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」の実現を目指すことを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体等で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、その際にこの要綱の規定に違反したことがある者又は同一年度内に武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む任意の市民団体（法人格を有する団体を除く。）若しくは特定非営利活動法人（以下「団体」という。）又は個人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有し、又は団体の場合はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 団体の場合は、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (4) 個人の場合は、市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業で、同一の補助対象者につき同一年度内に1事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること、又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な活動であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。

(4) 団体内又は個人にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 印刷製本費
- (3) 会場等の使用料及び借上料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体等の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員又は個人による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員又は個人が講師等を担う場合の謝礼金及び出演料
- (4) 事業の終了後に団体等又は団体の構成員の所有物となるものの購入費
（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、同一の補助対象者につき同一年度内に5万円を限度として予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市指定の電子申請を用いて、次に掲げる事項を入力することにより、市長に申請しなければならない

い。

- (1) 申請者（団体の場合は代表者）の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- (2) 団体の場合は、団体名、会員数並びに連絡担当者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- (3) 団体又は個人の紹介
- (4) 補助を受けようとする事業の目的、内容、効果、参加料徴収の有無等
- (5) 補助金交付申請額及び経費
- (6) 他の助成金等の交付の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する申請を行う際には、次に掲げる書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を添付しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする事業の予算書
- (2) 団体の場合は、会員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第1項各号に掲げる事項を記載した書面及び前項各号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による入力及び前項の規定による添付に代えることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金の交付について意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の意見を踏まえて、交付申請の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の全部又は一部について交付を決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定通知書（第1号様式）により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金不交付決定通知書（第2号様式）により当該交付申請をした団体等に通知するものとする。

（事業実施状況の報告）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等について、事前に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体等に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

(補助金の交付請求及び実績報告)

第9条 交付決定団体等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後1か月以内(当該補助事業が年度末に完了したときは年度末)に、武蔵野市学びおくりあい補助金交付請求書(第3号様式)に補助事業に係る領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を行う場合においては、交付決定団体等は、市指定の電子申請を用いて、事業の実施概要等を入力し、並びに事業決算書及び市長が必要と認める書類を記録した電磁的記録を提出することにより、補助事業の実績を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助の取消し等)

第10条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により交付決定団体等に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第6条の規定により申請した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 前条第2項の規定による報告を怠ったとき。
- (6) 前条第2項の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第12条 補助金の交付を受けた団体等は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

生涯学習・子ども体験事業補助金 申請から精算までのながれ

申請書の作成

市ホームページから書式(1)(2)(3)(4)をダウンロードできます。 ⇒

提出書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 事業予算書（第3号様式）
- (4) 会員名簿（住所含む）
- (5) その他市長が必要と認める書類 ※旅費の積算の根拠となる資料、講師謝礼は講師略歴及び相場や下見積り等



提出期間 令和8年5月8日（金）から5月22日（金）午後5時必着

団体構成員が郵送・メールまたは直接生涯学習スポーツ課窓口へ、全ての書類を揃えて御提出ください。

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市教育部生涯学習スポーツ課

E-mail: sec-syougaku@city.musashino.lg.jp



社会教育委員による書類検討

比較的少額の事業または
市がプレゼンテーション
を指定しない事業

プレゼンテーション審査（市が指定する事業：6月上旬通知予定）
6月30日（火）7月6日（月）・10日（金）午後6時以降
の市が指定する日時

最終審査結果通知 7月下旬頃結果通知を発送します。
交付決定通知が届いたら、8月14日（金）までに補助金交付請求書を提出してください。

振込には3週間から1か月程度かかります。

事業の実施 ※変更・廃止の場合は事前に「変更又は廃止申請書」を提出
広報物作成の場合は、広報開始前に生涯学習スポーツ課に16部ご提出ください。
廃止の場合、市が指定する期日までに補助金を返還（振込）してください。

社会教育委員ま
たは市の職員が
見学に向う場合
があります。

事業終了 報告書提出と経費の精算 ※提出書類は市ホームページ等に公開します。

報告書提出 1か月以内（年度末に事業が完了
したときは年度内）に「実績報告書」「事業決算書」
「補助事業に係る領収書」「活動の写真」を提出
してください。

経費の精算 市が指定する期日（最終期日：令和
9年4月30日（金））までに差額を返還（振込し
てください。※期日が守られない場合、令和9年度
の申請はできませんのでご注意ください。

交流会・・・令和9年3月に交流会を開催する予定です。
交付決定団体は団体構成員1名以上の参加をお願いします。

申請できる団体（補助対象者）

（以下の要件全てに該当する団体）

- (1) 任意の市民団体又は特定非営利活動法人
- (2) 市内に事務所等活動の拠点を有し、又は代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動が市内の団体
- (3) 5名以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学している団体

事業の期間

令和8年4月から令和9年3月までに実施するもの

交付対象としない事業

- (1) 本市（財政援助出資団体を含む）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (2) 過去に3回同一内容で本補助金の交付を受けている事業
（※令和7年度までの生涯学習事業費補助金、子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金の交付は数えません。20頁のQ&A13参照）

申請限度額及び補助金の交付額

1団体につき1事業、上限20万円

※審査の結果、不交付又は申請額より減額されて交付決定される場合があります。

補助対象経費

事業の実施期間内に係る直接必要な経費（表の✕の経費は対象外です）

科 目	内 訳
謝礼費	外部講師・指導者等に対する謝礼・出演料 Ⓢ略歴等の資料、相場の金額や金額の根拠がわかる資料を添付Ⓢ ✕団体の構成員に対する謝礼
旅費・交通費	外部講師・指導者等の交通費、宿泊費等実費 Ⓢ積算の根拠となる資料を添付Ⓢ
消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、案内板等経費、参考材料費、消耗品代 ✕団体や個人の所有物になるもの、打合せの飲食費等
印刷製本費	資料・募集・案内チラシ・レジュメ等資料に伴う印刷代、写真代
通信費	切手代、郵送代、振込手数料 ✕印紙の購入費
使用料及び借上料	事業を実施するための会場・機器備品等（テント等）の借上（レンタル）料・映像使用料等
その他	講師・団体スタッフ・参加者が加入する傷害保険料、託児費等

✕補助対象としない経費✕

- (1) 団体の事務所を維持する経費、団体構成員の会合・人件費・飲食代に関わる経費、団体又は構成員の所有になるものの購入費は対象外
- (2) クーポン（値引き分）は、補助対象外です。
- (3) ポイントカード・クレジットカード・電子マネー（携帯決済含む）で支払し、付与ポイントがある場合、付与ポイント相当分は補助対象経費から差引きします。

事業実施について

- (1) 会場の予約等その他の活動については、各団体自主的におこなっていただきます。
- (2) チラシ・ポスター・広報媒体には、「武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付事業」と明記し、広報開始前に生涯学習スポーツ課へ16部ご提出ください。
※武蔵野市教育委員会の共催、協賛、協力等の表記は使えません。
※後援名義の使用を希望する場合は、別途、事業実施の6週間前までに申請が必要です。
- (3) 生涯学習スポーツ課窓口、武蔵野ふるさと歴史館、武蔵野プレイスでのチラシ配布支援ができます。※学校配布・市報掲載の支援はできません。
- (4) 事業実施時に社会教育委員または市の担当職員が、視察に伺う場合があります。
- (5) 交付決定団体の団体名、事業名、補助金額、報告書等は市ホームページに掲載します。報告時に事業の様子が分かる写真を添付してください。
- (6) 提出書類は返却できません。

第1号様式（第6条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書

記入例

武蔵野市長 殿

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金を受けたいので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第6条の規定により、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

1	申請年月日	2026年5月8日	
2	団体名	武蔵野歴史学習会 ！ 代表者の肩書を必ずご記入ください。	
		(特定非営利活動法人の場合は主たる事務所の所在地) 郵便番号	
3	代表者	ふりがな	むさしの はなこ
		肩書・氏名	代表 武蔵野 花子
	住所	郵便番号180-0000 武蔵野市緑町2-2-28	
4	代表者との兼務	代表者と同じ（氏名・連絡先の記載不要）	
	氏名	！ 電話番号とメールアドレスは必ず記載してください。	
	住所	郵便番号	
	連絡先	電話番号	0000-0000-0000
メールアドレス		00000000000000	
5	設立目的	武蔵野市の歴史について自主学習・情報共有・フィールドワーク等を通して学びを深め、広く市民へ発信するため	
6	会員数	総数 21人	うち武蔵野市在住・在勤・在学の数 15人
7	会費の有無	有	会員1人当たり（年額 月額 3,000円）
8	団体ホームページ等（URL、アカウント等ある場合）	https://0000000000	

添付書類

- 1 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業計画書（第2号様式）
- 2 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業予算書（第3号様式）
- 3 補助金の交付を受けようとする団体の会員名簿
- 4 その他市長が必要と認める書類

1 団体名	武蔵野歴史学習会	
2 事業名称	武蔵野歴史フェスタ	
3 事業目的	武蔵野市の歴史について自主学習・情報共有・フィールドワーク等を通して学びを深め、広く市民へ発信する	
4 実施日時 (実施期間)	10月13日（火）午前10時～午後4時 (令和8年6月～令和8年10月13日)	実施日時 ※日時、時期、期間、時間、回数等を記入すること。 事業期間とは、準備から終了までの期間です。 事業期間の領収書のみが補助対象です。
5 実施場所	武蔵野市民文化会館 展示室（予定）	
6 事業内容（何をするか具体的に記入）	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市の歴史パネル展示。 団体員と市内で歴史を専攻する大学生による展示の解説。 〇〇講師による武蔵野の歴史解説動画の放映。 	
7 講師・出演者 ※プロフィールを添付	〇〇大学名誉教授 〇〇 〇〇	事業対象 主な対象者、定員等を記入すること。 対象年齢等がある場合は記入すること。
8 対象者・人数	市民 200名	
9 募集、広報 ※事前申込みの有無、申込方法（電話・メール等）、ちらし・ポスターの配付枚数及び配付場所、SNSの活用、時期等を具体的に記入	無料で広く市民に公開し、入場自由とします。入場時に参加者の連絡先等の把握と共に、市内在住か否かも把握します。また、当団体のホームページを始め市報市民伝言板やSNS、市内各生涯学習施設、大学にちらしを配布することで広く広報を行います。	
10 参加費徴収の有無 ※金額、単位（人・回）等を記入	有（ ）円	・ 無
11 申請金額（円）	135,000円	申請事業に市からの助成金を受けている場合、交付対象になりません。
12 他の助成金の交付の有無	市（財政援助出資団体を含む。）から助成金を受けているか。 (受けている 受けていない)	
13 申請回数	初めて申請	令和7年度までに実施していた補助金は 回数にカウントされません 。 令和8年度申請時はどの団体も1回目の申請になるので、 記入は不要 です。
14 2回目・3回目の場合、前回からのレベルアップ内容		
15 補助金を活用することで得られる効果	武蔵野市の歴史について市民が学ぶことで、武蔵野市への愛着につながり定住者の増加が見込める。	

(裏)

記入例

スケジュール	準備から広報、募集、開催に至るまでのスケジュールを記載
4月	
5月	
6月	物品・広報物の準備
7月	パネル展示の準備
8月	講師と内容の打合せ 動画編集
9月	チラシ・ポスター完成・ホームページ掲載 武蔵野プレイス、歴史館へ20部ずつ配付 コミュニティーセンターへも配付
10月	12日会場設営、リハーサル実施 13日武蔵野歴史フェスタ開催
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

次の質問の「はい」か「いいえ」いずれかに○をしてください。

1	事業は、市の生涯学習の発展又は子どもの体験活動の活性化に寄与すると思われますか。(<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ)
2	事業は、地域活動の活性化に貢献度が高いと思われますか。(<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ)
3	講師や会場の手配など、事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれますか。(<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ)
4	事業は団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施することはできますか。(<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ)

注

- 1 本様式に書き切れない場合は、別紙（A4サイズ、様式自由）を作成し、添付してください。
- 2 資料等があれば添付してください。

生涯学習・子ども体験事業補助金

Q&A

Q 1	どのような経費が補助対象になりますか。
A 1	詳しくは 13 ページをご参照ください。補助対象の費目についても、審査の上、一部または全部が補助対象外になる可能性があります。

Q 2	予算計上していたある項目(費目)で補助金の余剰が出そうなので、他の項目へ流用することはできますか。(例：印刷製本費について 30,000 円交付決定されたが、27,000 円しか使わず 3,000 円余りそうなので、その分を消耗品費として使いたい。)
A 2	項目ごとに審査しているため、項目ごとに交付決定された金額までしか補助することはできません。ある項目で余剰が出た場合も、他の項目へ流用することはできません。

Q 3	インク代や紙代は何費ですか。
A 3	消耗品費です。コピー代は、印刷製本費です。

Q 4	元々団体で持っていた紙とインクを使って、資料を印刷しました。事業実施期間終了後に補充のため購入しました。補助対象ですか。
A 4	対象になりません。交付事業に使用され、事業実施期間に支払いされたもののみ補助対象です。

Q 5	年間の活動についての保険加入は補助対象ですか。
A 5	事業についての補助金ですので、申請事業以外の活動にも係る経費は補助対象外です。

Q 6	補助金を使って料理講座の実施を考えています。食材は補助対象ですか。
A 6	食材・食糧費は、受益者負担ですので、基本的に補助対象外です。

Q 7	講師へ支給するお弁当代は、補助対象ですか。
A 7	弁当代や飲料代などは、講師分のみ補助対象です。例えば昼食の場合、正午を跨いで講師依頼をする場合などに限り、講師 1 人あたりの弁当代(飲料代含む) 1500 円まで補助対象とします。補助事業において、団体構成員や参加者が飲食をする場合は、自費や団体の費用でまかなくてください。

Q 8	団体構成員にデザイナーがいて、チラシのデザインを低価格で行うことができます。補助金から謝礼をお支払いすることができますか。
A 8	団体構成員への謝礼は、役務等を提供していただいても補助対象外です。

Q 9	講師の交通費は交通機関の領収書を添付するのが難しいですが、補助対象ですか。
A 9	補助対象経費です。経路等を記載し、講師の名前で発行された領収書を添付してください。そのほか、団体構成員による現地調査の旅費などについて補助金申請される場合は、必要となる理由を明記してください。

Q10	予算より多くの参加費や会場カンパ等の収入がありました。来年度以降も同様の事業を実施予定なので、団体として繰り越すことは可能ですか。
A10	本補助金は、事業費補助金で団体補助金ではありませんので、繰越できません。

Q11	消耗品を購入した領収書の但し書きは、「お品代」と記載していいですか。
A11	報告の際、購入した商品や金額の明細が明確になるようにしてください。「お品代」のみの記載で明細書がない場合には、それらがわかる資料を別で作成し添付してください。

Q12	報告書はいつまでに提出すればいいですか。
A12	補助事業の完了後1か月以内（年度末に事業が完了したときは年度末の3月31日まで）です。もし間に合わなかった場合、次年度の審査への影響する可能性がありますので、厳守してください。

Q13	令和7年度までに、生涯学習事業費補助金、子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金を3回受けている場合も、新しくなった生涯学習・子ども体験事業補助金を申請できますか。
A13	申請できます。ただし、生涯学習・子ども体験事業補助金の申請は、同事業3回までです。

Q14	学びおくりあい補助金と同時に申請することはできますか。
A14	できません。同一補助対象者につき、同一年度にどちらか1回のみ申請できません。

Q15	交付決定後、申請時に未定だった日程と場所が確定しました。変更申請が必要ですか。
A15	日程と場所の確定は、変更申請ではなく、メールで速やかにお知らせください。そのほか講師の変更や事業の内容に関する変更は、変更申請を提出してください。変更内容を審査し、承認または不承認通知書で通知します。

Q16	未成年のみのグループで申請は可能ですか。
A16	申請はできません。申請時点で成人（18歳以上の方）が代表者であることが必要です。

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱

武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が、主に市の区域内（以下「市内」という。）で活動する団体（以下「団体」という。）に対して、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業又は満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした文化、スポーツ若しくは体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする新規の事業の立上げ又は既存の事業のレベルアップを図り、もって市の生涯学習の発展及び子どもの体験活動の活性化に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、その際にこの要綱の規定に違反したことがある者又は同一年度内に武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む任意の市民団体（法人格を有する団体を除く。）又は特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に事務所その他の活動の拠点を有し、又はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 5人以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業で、同一の補助対象者につき同一年度内に1事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与する事業であること又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な事業であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。

- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (4) 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 過去に3回、この要綱による補助金の交付を受けた事業
- (10) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 旅費及び交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信費
- (6) 会場等の使用料及び借上料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体の事務所その他の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費（旅費及び交通費を除く。）
- (4) 事業の終了後に団体又はその構成員の所有物となるものの購入費（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、同一の補助対象者につき同一年度内に20万円を限度として、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業計画書(第2号様式)
- (2) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業予算書(第3号様式)
- (3) 会員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付に係る年度内において既に終了した事業について補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書に前項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、当該既に終了した事業に係る第11条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、補助金の交付に係る年度の武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金を交付する団体について検討を依頼するものとする。この場合において、武蔵野市社会教育委員の会議は、当該交付申請のあった事業の公益性、発展性等について検討し、優先順位等の意見を付して、補助金を交付すべき団体を教育委員会を介して、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、交付申請及び当該報告の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の交付を決定したときは武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、当該交付申請をした団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、速やかに、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(事業実施状況の報告)

第9条 交付決定団体は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等に

ついて、事前に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

(補助事業の変更等)

第10条 交付決定団体は、補助事業の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に係る経費の増減を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、申請のあった補助事業の変更又は廃止を承認したときは、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止の承認又は不承認通知書（第8号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、補助事業が完了したとき（前条第2項の規定により廃止をしたとき又は当該補助事業に係る年度が終了したときを含む。）は、当該補助事業の完了後1か月以内（当該補助事業が年度末に完了したときは年度末）に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績等を報告しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業実績報告書（第9号様式）
- (2) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業決算書（第10号様式）
- (3) 補助事業に係る領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助の取消し等)

第12条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第6条の規定により提出した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 第9条の規定による報告を怠ったとき。

(6) 第10条第1項の規定による提出を怠り、市長の承認を受けずに事業を変更し、実施したとき。

(7) 前条の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

市民に広く開かれた事業とは？

■市報掲載

全戸配布されている市報の「市民伝言板」に掲載を依頼することができます。

掲載の条件がありますのでご確認ください。原稿の締切日に間に合うように計画的にスケジュールを組みましょう。



■こもれび

武蔵野市社会教育委員の会議だより「こもれび」の特集号に、補助金事業をまとめて掲載します。二次元コードも載せて随時情報を更新すれば最新情報を見てもらえます。補助金交付決定団体にご案内します。



■チラシの配架

武蔵野プレイス・武蔵野ふるさと歴史館にチラシを配架しています。事業チラシが出来上がったら、市生涯学習スポーツ課に持参または郵送していただければ、チラシを配架します。

■武蔵野プレイス登録市民活動団体

武蔵野プレイスに市民活動団体として登録をすることで、プリント工房の利用や広報物の設置のほか、打合せや軽作業に便利なワークハウジングの利用等もできます。登録の要件や申請方法等をご確認ください。



■その他

団体 SNS での発信、商店等へのポスター掲示依頼、補助金交付団体同士の事業での周知 etc.



皆さんのアイデアでたくさんの方にお知らせして
地域を盛り上げてください！



その他の補助金情報



武蔵野市や東京都では、さまざまな事業に対応した補助金があります。

※情報は随時更新されますので、最新情報はお問合せください。

■武蔵野市の補助金一覧

武蔵野市の補助金一覧ページです。

- ・ 特定非営利活動補助金交付事業
- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用推進事業補助金
- ・ 男女平等推進団体補助金
- ・ 環境啓発事業費補助金

※武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金との併用はできません。



■市や他の機関による支援情報

市の各部所管の補助金や関係団体についての、おもにボランティアグループや市民活動団体、NPOやNGOを応援することを目的とした情報ページです。

※本市（財政援助出資団体を含む）の補助金は武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金と併用はできませんのでご注意ください。



■東京都の補助金一覧検索

東京都が実施する補助金に関する情報をより分かりやすく見える化した「TOKYO補助金サーチ見える化ボード」のページです。

東京都が実施する補助金は武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金と併用が可能です。過去に、「アーツカウンシル東京の芸術文化による社会支援助成」と併用された例があります。



■高校生世代向け補助金・事業

成人・青少年を対象とした社会教育事業のページです。高校生世代チャレンジアシストプログラムを行っており、助成グループには、事務局が継続的に助言や支援を行います。

※武蔵野市学びおくりあい補助金、生涯学習・子ども体験事業補助金は、未成年のみの団体による申請は認めていません。

